

ID: 392

担当部署: 町民課

処分の概要	居宅介護サービス費等の額の特例		
法令名 根拠条項	介護保険法 第50条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第50条及び省令第83条の規定による。 (居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第50条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。</p> <p>(1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項 (6) 特例施設介護サービス費の支給 前条第2項 (7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項 (8) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項</p> <p>介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第83条 法第50条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 過去に法第50条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第73条並びに第76条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合には、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第50条の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては90分の100」とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日